

【答申の概要】（諮問第232号）特定の事案に関する実施機関の行政決裁文書の非開示決定に対する審査請求

件名	特定の事案に関する実施機関の行政決裁文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	<p>文書1…◇◇特別支援学校4名の教員は、生徒Aから3年間魚のプレゼントを受け取っていたことについて、平成29年4月13日から令和3年2月28日までの間の教育総務課における行政決裁文書</p> <p>文書2…調理実習の教材を生徒Bと教員Cが無断で自宅に持ち帰ったことについて、平成29年4月13日から令和3年2月28日までの間の教育総務課における行政決裁文書</p> <p>文書3…平成24年度の保健日誌及び高等部日誌に一部不実記載があったことについて、平成30年6月15日から令和3年2月28日までの間の教育総務課における行政決裁文書</p>
非開示理由	条例第11条第2項（不存在による非開示）
実施機関	静岡県教育委員会
諮問期日	令和3年7月1日
主な論点	公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。
<p>審査会の結論</p> <p>静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、別記2に掲げる文書（文書1から文書3までを併せて、以下「本件対象公文書」という。）を保有していないとして非開示とした決定について、文書1及び文書2を保有していないとして非開示としたことは結論において妥当であり、また、文書3を保有していないとして非開示としたことは妥当である。</p>	
<p>審査会の判断</p> <p>当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。</p> <p>(1) 本件審査請求について</p> <p>本件開示請求は、いずれも、審査請求人が在籍していた特定の特別支援学校における審査請求人の在籍当時のできごとに関する公文書の開示を求めたものである。</p> <p>すなわち、請求1は、教員が特定の生徒から魚をプレゼントされていたとされる件に係る決裁文書（文書1）、請求2は、特定の生徒及び特定の教員が調理実習の教材を無断で持ち帰ったとされる件に係る決裁文書（文書2）、請求3は、平成24年度の保健日誌及び高等部日誌の不実記載があったとされる件に係る決裁文書（文書3）の開示を求めたもので、実施機関は、いずれの請求に対しても、対象となる文書を保有していないとして本件処分を行った。</p> <p>これに対し、審査請求人は、「教職員が生徒Aから魚を授受していたのではないか」等については解決しているとの認識である旨が記載された、特別支援教育課人事監の作成に係る令和2年10月14日付けの文書を受領しているため、その回答根拠となる資料を実施機関が保有しているはずだと主張している。</p> <p>(2) 本件処分の妥当性について</p> <p>ア 請求1に係る処分の妥当性について</p> <p>請求1では、特定の生徒の氏名を名指ししており、文書1の存否を答えることにより、名指し</p>	

された特定の生徒が教員にプレゼントを与えていた事実の有無(以下「本件存否情報1」という。)を明らかにすることになる。

本件存否情報1は、条例第7条第2号本文の特定の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれかに該当するような事情もうかがえない。

したがって、本件存否情報1を明らかにすることにより条例第7条第2号の非開示情報を開示することになるため、本来、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否すべきであったと認められる。

しかしながら、実施機関は本件処分において文書1の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、本件処分を取り消して改めて条例第10条の規定を適用する意味はなく、実施機関が文書1を保有していないとして非開示決定を行ったことは、結論において妥当である。

イ 請求2に係る処分の妥当性について

請求2では、特定の生徒及び教員の氏名を名指ししており、文書2の存否を答えることにより、名指しされた生徒及び教員が無断で調理実習の教材を持ち帰っていた事実の有無(以下「本件存否情報2」という。)を明らかにすることになる。

本件存否情報2は、条例第7条第2号本文の特定の個人に関する情報であり、同号ただし書のア又はイに該当するような事情は認められない。

また、本件存否情報2は、教員の情報を含むため、個人情報であっても例外的に開示すべきであるとされる、条例第7条第2号ただし書ウの適用の有無が問題となり得るが、調理実習の教材を無断で持ち帰ることは、公務員である教員の職務の遂行に係る情報であるとはいえず、ただし書ウにも該当しない。

したがって、本件存否情報2を明らかにすることにより条例第7条第2号の非開示情報を開示することになるため、本来、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否すべきであったと認められる。

しかしながら、実施機関は本件処分において文書2の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、本件処分を取り消して改めて条例第10条の規定を適用する意味はなく、実施機関が文書2を保有していないとして非開示決定を行ったことは、結論において妥当である。

ウ 請求3に係る処分の妥当性について

(7) 請求3は、平成24年度における特定の特別支援学校の保健日誌及び高等部日誌に一部不実記載があったとされることに関して、平成30年6月15日から本件開示請求の受理日前日までの間における教育総務課の行政決裁文書の開示を求めたものである。

(8) 実施機関は、弁明書において、特別支援教育課が所管課として対応しており、教育総務課において、請求3に係る文書は作成していないと主張している。

(9) 当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は以下のとおり説明する。

a 教育総務課は、教育委員会内の秘書業務や定例会の開催などのほか、教育委員会内の事務の総括を行う部署である。

b 特別支援学校の運営上の問題への対処は、当該特別支援学校及び特別支援教育課が行い、

仮に特別支援学校の教員の懲戒等に係る重大な事案が発生したような場合には、教育総務課が関与することがある。

c 保健日誌等に不実記載があるとされる問題については、特別支援教育課で平成30年6月14日及び15日に関係教員への聞き取り調査を行ったが、不実記載等を裏付ける客観的な事実を確認できなかった。

d 教育総務課は、審査請求人が主張する、保健日誌等の不実記載等の問題の対処に関与しておらず、請求3に係る文書を作成していない。

(イ) 実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、請求3に係る文書を実施機関が保有しているとは認められない。

別記1 開示請求の内容

下記1、2について平成29年4月13日から令和3年2月28日までの間の教育総務課における行政決裁文書

請求1 ◇◇特別支援学校4名の教員は、生徒Aから3年間魚のプレゼントを受け取っていた

請求2 調理実習の教材を生徒Bと教員Cが無断で自宅に持ち帰った。

下記3について、平成30年6月15日から令和3年2月28日までの間の教育総務課における行政決裁文書

請求3 平成24年度の保健日誌及び高等部日誌に一部不実記載があった

別記2 本件対象公文書

文書 1	◇◇特別支援学校4名の教員は、生徒Aから3年間魚のプレゼントを受け取っていたことについて、平成29年4月13日から令和3年2月28日までの間の教育総務課における行政決裁文書
文書 2	調理実習の教材を生徒Bと教員Cが無断で自宅に持ち帰ったことについて、平成29年4月13日から令和3年2月28日までの間の教育総務課における行政決裁文書
文書 3	平成24年度の保健日誌及び高等部日誌に一部不実記載があったことについて、平成30年6月15日から令和3年2月28日までの間の教育総務課における行政決裁文書